

平成 2 6 年 度 事 業 報 告 書

(平成 2 6 年 4 月 1 日 から 平成 2 7 年 3 月 3 1 日 まで)

I 事業の概要

1 水源林地域対策事業

(1) 水源林対策事業

業務方法書第 5 条第 1 項の規定に基づき、水源林地域の地方公共団体が講じた水源林対策事業に要した経費に対し、次のとおり助成を行った。

① 県内助成事業

事業名		事業量	事業費	助成額	備考		
森	単層林	人工造林	2.97 ha	3,053,620 円	610,100 円		
		獣害対策	1.73 ha	110,700	87,600		
			1,135.0 m	556,000	444,000		
	整備	下刈り	18.94 ha	3,181,240	1,588,300		
		枝払い	10.19 ha	3,763,720	752,000		
		除伐	3.48 ha	702,000	421,000		
		間伐	342.55 ha	82,175,350	35,718,000		
		複層林	受光伐	—	—	—	
			枝払い	—	—	—	
		整備	樹下植栽	—	—	—	
保育	下刈り		—	—	—		
	除伐		—	—	—		
天然林育成	改良		—	—	—		
	保育		—	—	—		
小計			93,542,630	39,621,000			
作業路整備	新設	1,703.9 m	14,473,000	8,683,000	4 路線		
	改良	1 箇所	2,827,000	1,696,000	1 路線		
	小計			17,300,000	10,379,000		
合計			110,842,630	50,000,000			

② 県外助成事業

事業名		事業量	事業費	助成額	備考	
森	単層林	人工造林	— ha	— 円	— 円	
		獣害対策	— ha	—	—	
	— m		—	—		
	整備	下刈り	— ha	—	—	
		枝払い	— ha	—	—	
		除伐	— ha	—	—	
		間伐	22.38 ha	7,656,617	4,000,000	
	整備	複層林	受光伐 抜き伐り	—	—	
			受光伐 枝払い	—	—	
		樹下植栽	—	—		
整備		保育	下刈り	—	—	
	除伐		—	—		
備	天然林育成	改良	—	—		
		保育	下刈り	—	—	
			除伐	—	—	
合計			7,656,617	4,000,000		

2 水源林保全流域協働事業

業務方法書第4条の規定に基づき、水源林地域の市町村等及び認定法人が講ずる水源林保全協働事業に要する経費に対し、次のとおり助成を行った。

(1) 助成対象事業

事業名	事業量	事業費	助成額	備考
人材育成事業	12 人	45,946,023 円	33,264,000 円	
間伐推進事業	363.36 ha 1,618.167 m ³	90,862,741	31,680,000	
間伐材搬出事業	1,618.167 m ³	4,854,501	3,851,000	
高齢級間伐事業	20.81 ha	3,832,890	3,065,000	
特別強化間伐事業	342.55 ha	82,175,350	24,764,000	
水源林整備協定事業	12.04 ha	6,773,000	6,773,000	
測量等調査事業	—	—	—	
造林事業	12.04 ha	6,773,000	6,773,000	
森林づくり事業	2 法人	3,156,007	3,000,000	
合計		146,737,771	74,717,000	

(2) 水源林管理事業

水源林管理事業費積立資産へ5,076,468円の積み立てを行った。

3 水源地域対策事業

(1) 設楽ダムに係る水源地域対策事業

① 設楽ダム水源地域振興事業

業務方法書第5条第1項第6号の規定に基づき、設楽ダムに係る水源地域の振興を図るため、水源地域振興事業に要する経費に対し、次のとおり助成を行った。

事業名	事業費	助成対象事業費 (設楽町負担額) (A)	助成額 (A) × $\frac{800}{1,000}$
	円	円	円
農地環境整備事業 (名倉東地区) 始め6事業	224,425,709	103,769,912	83,015,000

② 設楽ダム生活再建対策事業

業務方法書第5条第1項第9号及び第10号規定に基づき、設楽ダム建設により、移転を余儀なくされる者の生活再建を図るため、設楽町が講ずる生活再建対策事業に要する経費に対し、次のとおり助成を行った。

事業名	事業費	助成対象事業費 (設楽町負担額) (A)	助成額 (A) × $\frac{1,000}{1,000}$
	円	円	円
固定資産税一部相当額支給事業 ・ 26世帯	1,225,000	1,225,000	1,225,000
生活再建資金支給事業 ・ 移転地確保援助金 3世帯 ・ 町内定住促進費 19世帯	108,500,000	108,500,000	108,500,000

③ 設楽ダム集団移転地整備事業

業務方法書第5条第2項の規定に基づき、設楽ダム建設により、移転を余儀なくされる者の生活再建を図るため、愛知県住宅供給公社が講じた集団移転地整備事業に要する経費と譲渡収入との差額に対し、次のとおり助成を行った。

事業名	事業費 (A)	譲渡収入額 (B)	助成額 (A) - (B)
	円	円	円
設楽中島地区 始め6地区(13区画)	533,570,390	165,010,000	368,560,390

④ 設楽ダム水源地域対策事業

設楽ダム水源地域対策事業積立資産へ416,296,913円の積み立てを行った。

(2) 新城市(鳳来地域)水源地域対策基金事業

業務方法書第4条第1項第1号及び同条同項第3号の規定に基づき、新城市(鳳来地域)水源地域対策基金事業に要した経費に対し、次のとおり助成を行った。

事業名	事業費	助成額	備考
	円	円	
玖老瀬コミュニティプラザ改修事業 始め6事業	22,186,253	18,950,000	

Ⅱ 平成26年度事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する、事業報告の内容を補足する重要な事項はないので附属明細書は作成しない。

Ⅲ 一般的事項

- 1 平成26年5月23日 第5回理事会を開催し、平成25年度事業報告外4件の議案の審議を行い承認した。
- 2 平成26年6月24日 第3回評議員会を開催し、評議員の選任及び平成25年度決算報告外2件の議案の審議を行い承認した。
- 3 平成26年6月24日 第6回理事会（決議の省略）において、代表理事選定を役員全員の同意等により決議したものとみなされた。
- 4 平成27年2月16日 第7回理事会を開催し、平成27年度事業計画、外5件の議案の審議を行い承認した。